

要 望 書

令和4年7月19日

大 分 県 市 長 会

大 分 県 市 長 会

大 分 市 長	佐 藤 樹一郎
別 府 市 長	長 野 恭 紘
中 津 市 長	奥 塚 正 典
日 田 市 長	原 田 啓 介
佐 伯 市 長	田 中 利 明
臼 杵 市 長	中 野 五 郎
津 久 見 市 長	川 野 幸 男
竹 田 市 長	土 居 昌 弘
豊 後 高 田 市 長	佐々木 敏 夫
杵 築 市 長	永 松 悟
宇 佐 市 長	是 永 修 治
豊 後 大 野 市 長	川 野 文 敏
由 布 市 長	相 馬 尊 重
国 東 市 長	三 河 明 史

要 望 書

以下のとおり要望します。

障害福祉サービス事業所におけるサービスの充実等について

近年、障害福祉サービス利用者が増加し、これに伴うサービス提供事業所の新規開設が増加している状況である。

このような中、放課後等デイサービス事業所は、「生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う」という目的があり、運営規程に「発達支援（集団保育・各種行事・個別指導）、地域支援（保育所等の子育て支援機関との連携）」等の事業内容を定めることとなっているが、それを必ずしも実施していない事業所が見受けられる。

こうしたことから、放課後等デイサービス事業所において、本来の目的に沿った障害福祉サービスの質を維持するために、新規開設の指定申請時において実効性が上がるように、実際に提供されるサービス提供内容について運営規程にそった質が確保されるよう審査及び指導を徹底していただくよう要望する。

また、特に以下の3事業所において、重度心身障害者(児)・医療的ケア者(児)等に対してのサービスの充実が求められている。

放課後等デイサービス事業所においては、重症心身障害児・医療的ケア児に対応可能な事業所が少なく、家族や本人が通所を希望しても、受入れ態勢が整わず、在宅で家族やヘルパーが支援せざるを得ない状況があるため、対応可能な事業所を増やすことが必要である。

就労継続支援B型事業所では、バリアフリー化の整備が進んでいない事業所が多く、車いす利用者が通所出来ない状況も発生していることから、社会参加の機会が確保されるようにバリアフリーのための障壁除去等の対応が必要である。

また、共同生活援助（グループホーム）では、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保する事業所がなく、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な方や入浴・排泄等に身体的な介助を必要とする方の受入れが難しい状況であるため、職員の人数に応じて重度心身障害者・医療的ケア者を受入れ出来る居室を一定数確保することなどが必要である。

このようなサービスを提供できる事業所を拡大するため、今後各施設の指定申請時には、上記サービスを満たす事業所の確保について特段の配慮を行うとともに、利用者に対するサービスの低下を招くことがないような支援策の拡充を検討していただくよう要望する。

《県担当部署》 福祉保健部 障害福祉課